

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11	22	32	1月あたり	新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6	11	16	1月あたり	3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
新興感染症等施設療養費	257	513	769	1日あたり	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している。
生活機能向上Ⅰ	107	214	321	1月あたり	機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
生活機能向上Ⅱ	214	428	641	1月あたり	理学療法士等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
口腔・栄養スクリーニング	22	43	64	1月あたり	理学療法士等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること
科学的介護推進体制加算	43	86	129	1月あたり	栄養状態や認知症の状況など情報提供し、必要に応じてサービス計画を見直ししている
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24	47	71	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20	39	58	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7	13	20	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107	214	321	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	22	32	1月あたり	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う
業務継続計画未実施減算				1日あたり	所定単位数の100分の3に相当する単位数の減算
高齢者虐待防止措置未実施減算				1日あたり	所定単位数の100分の1に相当する単位数の減算
介護職員処遇改善加算(※1)				1日あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと共に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(※1)				1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の23に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していることと賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員のベースアップ等に使用することで加算されます。

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※1 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。